

半田市保育所等保育料徴収金基準額表

単位：円

児童の属する世帯の階層区分			【3歳児未満】保 育 料 基 準 額（月 額）※3歳児以上の保育料は無償（主食費・副食費は必要）						
階層 区分	定 義		保育標準時間認定						保育短時間認定
			11 時間	10.5 時間	10 時間	9.5 時間	9 時間	8.5 時間	8 時間
A	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	0	0	0
B	A 階層を除く当該年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0
C1	A 階層を除く当該年度分の市町村民税課税世帯で均等割のみ課税されている世帯		11,400	10,400	9,900	9,400	8,900	8,400	7,900
C2	額 町 A が 村 階 次 の 層 区 分 を に 課 除 該 税 く 当 年 所 度 得 分 割 の 市 帯	48,600 円未満	13,500	12,500	12,000	11,500	11,000	10,500	10,000
D1		48,600 円以上 60,000 円未満	18,200	17,200	16,700	16,200	15,700	15,200	14,700
D2		60,000 円以上 97,000 円未満	25,700	24,700	24,200	23,700	23,200	22,700	22,200
D3		97,000 円以上 132,000 円未満	36,900	35,900	35,400	34,900	34,400	33,900	33,400
D4		132,000 円以上 169,000 円未満	41,500	40,500	40,000	39,500	39,000	38,500	38,000
D5		169,000 円以上 301,000 円未満	49,700	48,700	48,200	47,700	47,200	46,700	46,200
D6		301,000 円以上	50,100	49,100	48,600	48,100	47,600	47,100	46,600

- ・各階層の世帯の定義については、入所児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）とします。
- ・4月～8月分の保育料徴収金を算定する市町村民税額は、令和 6 年度の税額とします。（9月～3月分は令和 7 年度）。ただし、住宅取得やふるさと納税による寄附金等の税額控除、配当控除等がある場合は、税額控除前の額とします。市町村民税額に変更があった場合は、随時、幼児保育課までお申し出ください。
- ・未申告の場合には、その年齢区分の最高限度額にて決定いたします。

●延長保育

保育必要量	利用時間	金額（月額）		実 施 園
		3 歳児未満	3 歳児以上	
保育短時間	7：30 ～ 8：00	500 円	0 円	・18:30 まで開所 花・はな ・19:00 まで開所 岩滑、板山、乙川、 東、同胞園、住吉、 のぞみ、みらい、あさひ、 アイグラン、おひさま、わか ば、くれよん、ぽっぽ園 ・19:30 まで開所 にじいろ
	16：00 ～ 17：00	1,000 円	0 円	
	16：00 ～ 18：00	2,000 円	0 円	
	16：00 ～ 18：30	3,000 円	0 円	
	16：00 ～ 19：00	4,000 円	1,000 円	
	16：00 ～ 19：30	5,000 円	2,000 円	
保育標準時間	18：30 ～ 19：00	1,000 円	1,000 円	
	18：30 ～ 19：30	2,000 円	2,000 円	

●保育利用時間

保育の利用時間については、保育必要量の認定の区分により利用できる時間が異なります。保育必要量は、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の 2 種類に区分され、保育を必要とする理由や保護者の状況等により決定します。「保育標準時間認定」の方の利用時間は、最大利用時間の 11 時間内（7：30～18：30）で半田市が保護者の状況等を考慮して決定します。「保育短時間認定」の方の利用時間は、最大利用時間の 8 時間内（8：00～16：00）となります。

また、保育必要量による最大利用時間を超えての保育（延長保育）を希望する場合は、別途、延長保育料が必要となります。

保育必要量	利用時間
保育短時間	8 : 00 ~ 16 : 00 (8 時間)
保育標準時間	7 : 30 ~ 16 : 00 (8.5 時間)
	8 : 00 ~ 17 : 00 (9 時間)
	7 : 30 ~ 17 : 00 (9.5 時間)
	8 : 00 ~ 18 : 00 (10 時間)
	7 : 30 ~ 18 : 00 (10.5 時間)
	8 : 00 ~ 18 : 30 (10.5 時間)
	7 : 30 ~ 18 : 30 (11 時間)

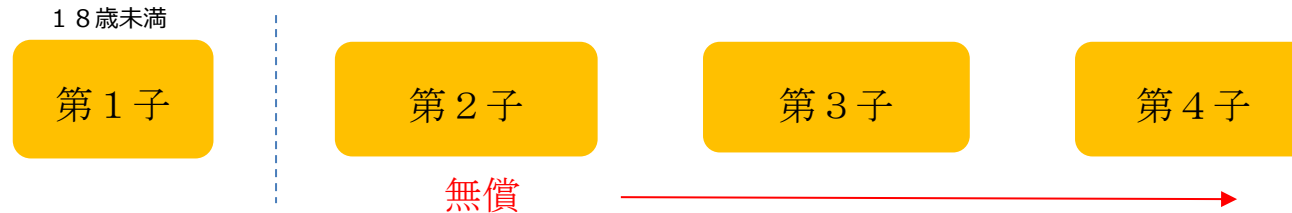
- 主食費 月額 800 円（3 歳児以上に限る）
- 副食費 月額 4,500 円（3 歳児以上に限る）
- ※副食費は、世帯の市町村民税所得割額が 57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の場合や保育所等に同時入所している児童のうち第 3 子分は免除となります。

●令和7年度年齢区分(生年月日)

3歳児未満	令和4年4月2日以降
3歳児以上	令和4年4月1日以前

●第2子以降保育料無償化について

生計を同一にしている18歳未満の子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子として、第2子以降の保育料が無償化となります。



※第2子以降は、保育料は無償となりますが、保育必要量に応じて延長保育料が必要となります。

※第1子は、基準額表に基づき保育料を決定します。

※3歳児以上は、主食費・副食費が必要となります。

●ひとり親世帯等の保育料軽減

年収約360万円未満相当のひとり親世帯等※（市町村民税所得割額77,101円未満）について、第1子の保育料を半額（9,000円が上限）とします。

※ひとり親世帯、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障がい基礎年金の受給者が同一世帯にいる場合に該当します。

●その他

父母の収入が一定額より低く、同一世帯※に祖父母等がいる場合、その方の市民税所得割額等を合算して、保育料を算定します。

※世帯分離をしていますが、同じ住居等で生活している場合は同一世帯としております。

父母などの市民税所得割額等が変更となった場合は、翌月（1日付で変更となった場合は、その月から）以降から変更後の市民税所得割額等により算出した保育料となります。